

令和 7 年度皇居外苑千鳥ヶ淵水門自動化
構造安定性検討業務
特記仕様書

令和 7 年 10 月

環境省皇居外苑管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成 29 年 7 月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。
https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html
2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象位置

本業務の設計対象は別途図面に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和 8 年 1 月 30 日（金）までとする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

- ① 下記のいずれかの資格を有する者
 1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門）
 2. 技術士（建設部門）
 3. 建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士
- ② 下記の実績を有する者
入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門）
2. 技術士（建設部門）
3. 建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士

第6条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は2回以上とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務完了時

第7条 成果物の提出

- (1) 成果品は、紙媒体及び電子媒体(CD-R、DVD または HDD) で1部提出すること。
- (2) 紙報告書等の仕様

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙としてリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

参考：基本方針

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (3) 電子データの仕様

- 1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- 2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

なお、以下に示すアプリケーションソフト以外を使用する場合は、調査職員と協議すること。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- 3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- 4) 動画の保存ファイル形式は環境省担当官と調整すること。
- 5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

第8条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第9条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の8の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第2章 業務内容

第10条 業務の目的

千鳥ヶ淵水門自動化のために設置する機器について、現場条件を仮定のうえで構造的安定性を検討し、安全性を確認することを目的とする。

第11条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものとする。

第12条 安定計算

(1) 業務計画の作成

業務が適切に履行できるよう業務計画書を作成すること。

(2) 現況把握

設置予定箇所の地形・堤体状況・地盤条件の概要を把握すること。
必要に応じ既往の地盤資料や関連図面等の収集を行うこと。

(3) 検討条件の確認

安定計算に必要な条件を確認すること

・設置予定機器

ゲート駆動装置：30 kg

太陽光パネル一体型遠隔システム操作盤：350 kg

監視カメラ・ポール・水位計：35kg

合計415 kg（配置は別添図面による）

・水門構造：別添水門詳細図のとおり（無筋コンクリートと仮定）

・水門地盤状況：コンクリート（既往資料による）

(4) 安定性の検討

以下の項目について、仮定条件に基づく安定性の検討を行い、設置に支障がないことを確認すること。

- ・ 本体工（設置予定機器の転倒・滑動・沈下に関する安定性）
- ・ 基礎工（水門上に重量物が載ったことによる安定性の確認）

第 13 条 照査

成果物について適正であるか照査すること。本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 14 条 成果品作成

第 12 条の内容について、第 7 条の仕様のとおり、成果品を作成すること。

第3章 その他

第15条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は、以下のとおりとする。

種類	年度	図書名	備考
図面	令和7年度	皇居外苑千鳥ヶ淵水門 電力検討設計業務	CAD 及び PDF データ

第16条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第17条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第18条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

第19条 その他

業務の実施に当たっては、皇居外苑工事作業心得を遵守すること。

位置図

